

令和6年度 中山間地域等直接支払制度実施状況

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件の不利な地域に対して、農業生産活動などの維持や国土保全を目的に交付金が交付され、「集落」が受け取ります。集落は協定に参加している農業者等で組織・運営され、協定参加者の同意のもと、自らの手で目的達成のためにさまざまな「共同取組活動」を計画・実施しています。

◎集落協定の概要

集 落 協 定 数	1集落(忠類集落)	
協 定 参 加 者	74名(町内68名 町外6名)	
交 付 金 交 付 対 象 面 積	25,565,213㎡	
令 和 6 年 度 交 付 金 総 額	38,347,819円	
内 訳	個 人 交 付 額 (30%)	10,749,872円
	共 同 取 組 活 動 (70%)	27,597,947円

【忠類集落としての取り組み内容】

- ・コントラクター事業の実施
- ・国道沿いに景観作物の植栽
- ・農場環境整備
- ・農業用廃棄物の適正処理
- ・防疫業務の実施
- ・水路、農道等の管理・補修など



コントラ事業を運営し、飼料作物を効率的に収穫します



農業用廃棄物の適正処理に取り組んでいます



国道236号線沿いを景観作物で彩ります

○コントラクター事業利用実績 ()内はR05実績

【 】内は戸数の内TMRセンター数

作業内容	利用面積	戸数
1 番 草 収 穫 作 業	1514.20	16戸【1】
	(1520.84ha)	(19戸【1】)
2 番 草 収 穫 作 業	844.42	12戸【1】
	(631.23ha)	(11戸【1】)
テントコーン収穫作業	584.26	16戸【1】
	(596.61ha)	(15戸【1】)

「中山間地域等直接支払制度」の実施状況については、北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の2及び3により、市町村及び北海道において公表することと定められています。

問合せ先
事務局 中山間地域等直接支払制度忠類集落代表者会議(忠類農業協同組合内)
TEL 01558-8-2311
担 当 忠類総合支所経済建設課産業振興係
TEL 01558-8-2511